

担保法制の見直しにおける検討事項の例

第1 基本的な視点

日本の企業の資金調達においては銀行貸出しを中心とした間接金融の役割が大きく、その際の担保としては不動産や保証が多用されてきた。他方で、特に中小企業の中には高い収益性がありながら不動産を有しないものもあること、企業の債務を個人で保証した者が過大な責任を負う場合があることなどから、多様な資金調達手法を整備し、不動産担保や保証に過度に依存しない融資を促進する必要があるとの認識が高まっている。そのような資金調達手法の一つとして、在庫などの動産や、売掛債権などの債権を担保の目的として活用することが考えられる。このような担保取引について、平成30年6月に閣議決定された骨太の方針2018では「経営支援を強化するため、金融機関による担保・保証に依存しない融資の促進を通じて金融仲介機能を一層発揮させる」とされ、令和元年6月の未来投資戦略の成長戦略フォローアップでは「企業や金融機関からのニーズを踏まえて、動産担保に関する法的枠組みや登記制度の整備について、将来的な法改正も視野に入れて検討する」とされるなど、制度整備の必要性への言及がされている。

しかし、民法には、設定者が所有する動産の占有を維持したまま、これを担保の目的とすることを予定した規定は存在しない。また、在庫や売掛債権等を担保の目的とするためには、複数の動産や債権を一体として担保の目的とする必要があるが、設定者が将来取得するものを含む複数の動産や債権を一体として担保の目的としたりすることを予定した規定も、民法には存在しない。

このため、実務では、在庫や事業を継続するために必要な機械等、所有者が引き続き占有する必要がある動産については譲渡担保や所有権留保が用いられ、また、債権、更にそれ以外の財産を担保とするための手法として、譲渡担保などの手法が利用されてきた。これらの手法について、現在は専ら判例によってルールが形成されているが、判例はあくまで個別事案の解決を目的とするため、その射程がどこまで及ぶかは必ずしも明確でないことも多く、法的安定性に欠ける面がある。また、判例がルールを示していない論点も残されており、譲渡担保、所有権留保に関する法律関係にはなお不明確な点も残されている。このため、法律関係の明確化や安定性の確保等の観

点から、動産や債権を目的とする担保を中心として、担保に関する法制の見直しが必要だと考えられる。

●骨太の方針 2018（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）

「経営支援を強化するため、金融機関による担保・保証に依存しない融資の促進を通じて金融仲介機能を一層発揮させる」

●成長戦略フォローアップ（令和元年 6 月 21 日閣議決定）

「企業や金融機関からのニーズを踏まえて、動産担保に関する法的枠組みや登記制度の整備について、将来的な法改正も視野に入れて検討する」

第2 総論－担保法制全体の構成

1 担保の目的財産

動産を目的とする非占有型の担保や構成部分の変動する集合動産を目的とする担保については、現在民法に規定がなく、規定を設ける必要性も高いと考えられる。

特定債権についても、将来債権を含む債権の集合についても、これを担保目的で債権者に移転することが実務上広く行われており、これについても併せて規定を設けることが考えられる。

動産及び債権以外の財産権のうち担保法制の見直しに当たって取り上げるべきものとして、どのようなものがあるか。

2 担保制度の種類

(1) 現行法においては、不動産については抵当権、動産については動産質、債権その他については権利質というように、目的となる財産の種類に応じて異なる担保権が用意されており、動産質及び不動産質は占有型、抵当権は非占有型というように、担保権者が目的物を占有するタイプの担保権と占有しないタイプの担保権とが区別して規定されている。

他方で、UCC第9編のように、動産だけでなく無体財産や債権を含む財産について、その担保の種類や目的財産の占有の有無によって区分せず、一つの担保制度を設けることも考えられる。

この点について、どのように考えるか。

(2) また、動産を目的とする非占有型の担保制度を新たに設けるに当たっては、担保目的で動産の所有権を移転する契約や、代金が支払われるまで目的物の所有権が売主に留保される売買契約について、その法的な効果を規律する規定を設ける方法（担保目的取引規律型）と、新たな典型担保権として非占有型の動産担保権を創設する方法（担保物権創設型）が考えられるが、現行の実務との連続性などから、担保目的取引規律型の規定を設けることとしてはどうか。

3 対抗要件制度・登録制度の在り方

動産担保について担保目的取引規律型を採用する場合、所有権の移転についての対抗要件が問題となるのに加え、それが担保目的の取引であることについて、何らかの登記等の制度を設けるべきか、設けるとして、その登記等をどのような効力と結びつけるのかが問題になる。債権を移転すると

いう担保制度についても同様である。この点について、どのように考えるか。

第3 個別動産を目的とする担保の効力

1 設定者の使用収益権限

動産を目的とする非占有型の担保については、特約がされていない限り設定者（債権者に対して所有権を譲渡した者及び所有権が売主等に留保される契約における買主）が目的物の使用及び収益をする権限を有すると考えられる。この点について明文の規定を設けることが考えられるが、どのように考えるか。

2 物上代位

現行法上、先取特権は、目的物の売却、賃貸、滅失又は損傷によって債務者が受けるべき金銭その他の物に対しても先取特権を行使することができることとされており（民法第304条）、これが質権及び抵当権についても準用されている。

担保の目的で所有権が債権者に移転又は留保された場合に、この所有権についても物上代位を認めることが考えられるが、どのように考えるか。

第4 債権を目的とする担保の効力

特定の債権を担保目的で譲渡した場合の実体的な効力に関する規定として、どのようなものが考えられるか。また、特定の債権が担保目的で債権者に譲渡された場合に関する規定と権利質に関する規定との関係について、どのように考えるか。

第5 集合動産・集合債権の担保化

1 目的を特定するための要件

構成部分の変動する動産の集合体を一体として担保目的で譲渡するためには、その集合体に取引上の一体性や経済的な一体性などの要件を必要とするかが議論されている。また、担保目的で譲渡される集合動産の範囲をどの程度具体的に特定する必要があるか、例えば「在庫一切」のような特定方法は可能か、担保目的で譲渡する当事者が所有しているという要件が付加された場合に目的物の範囲が不明確にならないかなども問題になる。これらの点について、どのように考えるか。

2 集合動産・集合債権を目的とする担保に関する設定者の権限

集合動産が担保目的で譲渡された場合、集合動産の構成部分が設定者の営業等により変動することが予定されており、判例にも、設定者が通常の営業の範囲内で集合物を構成する個別動産を処分する権限を有するとしたものがある。このような設定者の権限を明確化することとしてはどうか。

また、集合債権の担保目的の譲渡についても、設定者（担保の目的で債権を譲渡した者）はその構成部分である債権を回収し、回収した金銭をその後の自らの営業等に使用することができるとされるのが通常である。このような設定者の権限を明確化することとしてはどうか。

さらに、集合動産や集合債権を担保目的で譲渡した者が、その権限を越えてその構成部分である個別動産又は個別債権を処分し、搬出するなどして逸出させた場合に、債権者は逸出した財産についてどのような権利を有するか、また、担保価値維持義務や補充義務を規定するかどうかについて、どのように考えるか。

第6 担保の対抗要件及び他の担保権との優劣関係

1 担保目的の動産譲渡の対抗要件

民法第178条は、動産に関する物権の譲渡はその動産の引渡しが必要ならば第三者に対抗することができないとしており、ここでいう引渡しには、現実の引渡し（民法第182条第1項）だけでなく、簡易の引渡し（同条第2項）、占有改定（民法第183条）及び指図による占有移転（民法第184条）が含まれる。担保目的で所有権を移転した場合の対抗要件も民法第178条によって規律されるとすると、占有改定も対抗要件に含まれることになるが、公示力に欠ける占有改定による対抗要件具備が認められていることについては問題が指摘されている。占有改定を担保目的での動産の譲渡の対抗要件と認めることについて、どのように考えるか。

2 動産所有権留保の対抗要件

所有権留保売買契約においては所有権留保売主から所有権留保買主に対する所有権の移転がなく、物権の変動が生じていないため、対抗要件が問題にならないとする見解が有力である。一方で、所有権の留保は実質的に担保としての機能を有しているところ、公示のない担保に対抗力を認めることは妥当でないとの指摘もある。担保目的で動産の所有権が留保された場合の対抗要件の要否について、どのように考えるか。

3 担保所有権が競合する場合の優劣関係

現行法上、動産譲渡担保が競合した場合には対抗要件具備の先後によって順位を定めている。これを踏襲すると、同一の動産について数個の担保所有権（債権者がその債権を担保するために移転を受け、又は留保した所有権）がある場合の優劣関係を定める原則的な基準として、対抗要件具備の先後によって順位を定めることになる。これに対し、同一の動産について存在する複数の担保の優先順位を決定するためにファイリング制度を設け、第三者対抗要件を具備した数個の担保所有権が競合した場合、その順位は、原則として当該ファイリングの前後によるものとする考え方もある。

担保所有権が競合した場合の優劣の決定基準について、どのように考えるか。

4 所有権留保売買による担保所有権と他の担保所有権等との優劣関係

所有権留保売買による担保所有権と他の担保所有権との優劣関係について、目的物の代金債務を被担保債務とする狭義の所有権留保売買による担保所有権は、特段の要件を具備することなく他の担保所有権に優先することとしてはどうか。

他方、被担保債権に目的物の代金債権以外の債権が含まれる拡大された所有権留保と他の担保所有権との優劣関係については、担保目的譲渡による担保所有権と同様に扱う考え方があがるが、どのように考えるか。

5 債権を目的とする担保（債権質又は担保目的の債権譲渡）の優劣関係

債権を目的とする担保が競合した場合において、対抗要件具備の先後によって順位を定めることとするか、第三者対抗要件を具備した数個の担保が競合した場合にその優先順位を決定するためのファイリング制度を設け、競合した担保の順位は原則として当該ファイリングの前後によるものとするかについて、どのように考えるか。

第7 担保の実行

1 担保所有権の実行方法

担保所有権の実行は、次に掲げる方法であって債権者が選択したものにより行うこととするか。

- ① 担保所有権者（担保目的で目的物の所有権の移転を受けた者及び担保目的で目的物の所有権を留保した者）に被担保債権の弁済として目的物を帰属させる方式（帰属清算方式）
- ② 担保所有権者が目的物を処分し、その代金を被担保債権の弁済に充て

る方式（処分清算方式）

③ 民事執行法の規定に基づく競売

また、担保所有権者が私的実行として目的物の所有権を確定的に自分に帰属させ、又は第三者に処分する権限の発生について、実行開始の通知から一定期間の経過を要するか、債務不履行により直ちに発生するかについて、どのように考えるか。

2 目的物の評価・処分に必要な行為をするための担保所有権者の権限や手続

担保所有権の実行に当たり、担保所有権者が目的物の評価を行ったり、目的物を譲り受けようとする第三者が目的物の状態を確認したりするため、設定者がその債務を履行しない場合には、担保所有権者は目的物の評価・処分に必要な行為をすることができるものとし、設定者はこれを受忍する義務を負うものとしてはどうか。

また、動産は隠匿が容易であり、また即時取得制度があることから、担保の実行を円滑なものとし、担保の換価機能を実効的なものとするため、担保所有権の私的実行をするに当たり、裁判所が強制力をもって私的実行の実効性を確保するための手続を設けることについて、どのように考えるか。

3 同一の動産に複数の担保所有権が設定された場合の取扱い

同一の動産が複数の担保所有権の目的とされているときに、劣後する担保所有権者が私的実行をすることの可否や、優先する担保所有権者が私的実行を行った場合に劣後する担保所有権者がどのように権利を行使することができるか等について、どのように考えるか。

4 集合動産を目的とする担保所有権の私的実行

集合動産を目的とする担保所有権の私的実行の在り方（実行通知の要否、それが到達した後の新規加入物に対する担保の効力、設定者の処分権の帰趨等）について、どのように考えるか。

また、目的物である集合動産の構成部分全部について実行がされた後、新たな動産が加入した場合における再度の実行の可否や、構成部分の一部について実行することの可否について、どのように考えるか。

5 担保所有権の競売手続による実行

担保所有権者は、民事執行法第 190 条の動産競売開始の申立てをすることができるものとしてはどうか。また、担保所有権者は、他の担保所有権者が申し立てた担保実行としての動産競売において、配当要求をすることができるものとしてはどうか。

6 債権を目的とする担保の実行

担保目的で債権の譲渡を受けた者が、目的債権の全額を取り立てることができるとするか、自己の債権額に対応する部分に限り、取り立てることができるかについて、どのように考えるか。また、目的債権が金銭債権であり、その弁済期が被担保債権より先に到来する場合に、担保目的で債権の譲渡を受けた者が請求することができる内容（目的債権を直接に取り立てることができるとするか、供託させることができるに止めるか）について、どのように考えるか。

以上を踏まえ、債権質権に関する関連規定を修正することの要否について、どのように考えるか。

7 所有権留保による担保所有権の実行

所有権留保による担保所有権の実行について、帰属清算方式による私的実行、処分清算方式の私的実行及び民事執行法の規定に基づく競売を認めることとしてはどうか。

第 8 動産・債権等を目的とする担保の倒産手続における取扱い

1 担保権実行手続中止命令

担保所有権等（担保所有権及び担保目的の債権譲渡）の実行手続を、民事再生法上の担保権実行手続中止命令の対象とした上で、発令することができる時期（終期）を明確化するなど、必要に応じ、その要件及び効果を明確化する規定を設けてはどうか。

また、担保所有権等の私的実行手続を対象に、担保の実行手続開始前に発令されるものとして、担保権実行手続禁止命令の規定を設けることで、どうか。

2 倒産手続開始申立特約の効力

担保の目的で動産や債権を譲渡した者が倒産手続の開始の申立てをすると、担保所有権等の実行が直ちに完了するなどその目的財産が設定者の責任財産から逸出することになる契約条項は、倒産手続の趣旨に照らして無

効であると考えられる。このような契約条項を無効とする旨の明文の規定を設けることについて、どのように考えるか。

3 倒産手続の開始後に設定者が取得した財産に対する担保の効力

現行法上、将来債権譲渡担保の設定者について倒産手続が開始された場合に、管財人や再生債務者を当事者とする契約上の地位に基づいてその後に発生した債権に担保の効力が及ぶかが議論されている。また、集合動産譲渡担保の設定者について倒産手続が開始された場合に、倒産手続開始後に管財人や再生債務者が取得する財産に担保の効力が及ぶかどうか、同様の問題がある。この点についてどのように考えるか。

4 担保の目的である財産に係る費用の負担

設定者について倒産手続が開始された後に担保所有権等の目的財産を発生させ、又はその価値を維持するために必要な費用をいずれの当事者が負担すべきかについて、倒産財団の負担によって担保所有権者等（担保所有権者及び担保目的で債権の譲渡を受けた者）が利益を受けることを回避する観点から規律を設けるべきとの考え方があるが、どのように考えるか。

5 否認

集合動産や集合債権が担保目的で譲渡されていた場合に、危機時期以後に個別の動産、債権等を担保の効力が及ぶ範囲に加入させることが倒産法上の否認の対象になるか、その要件は何かが問題になる。この点については、専ら担保所有権者等に債権を回収させる目的で動産又は債権を担保の効力が及ぶ範囲に加入させた場合などの悪質性の高い加入を担保の供与とみなして、偏頗行為否認の対象とすることが考えられるが、どうか。

6 担保権消滅許可制度の適用

破産法上の担保権消滅許可制度並びに民事再生法及び会社更生法上の担保権消滅許可制度について、担保所有権等をその適用の対象としてはどうか。

第9 その他

1 預金を目的とする担保

普通預金債権又は普通預金契約上の地位である普通預金口座を目的とする担保について、現状規定が存在しないことから、担保設定の有効要件又は

対抗要件に関する規定や、担保設定が可能な場合を一定の範囲に限定したり、担保設定ができない場合を定めたりする規定を置くことが考えられるが、どのように考えるか。

2 ファイナンス・リース

いわゆるフルペイアウト方式のファイナンス・リースについて、その実質は貸手が借手に対して金融上の便宜を付与するものであるとされていることを踏まえ、貸手が有する担保の実体的効力、対抗要件、実行方法や倒産法上の取扱いについて規定を置くことが考えられるが、どのように考えるか。

3 包括的な担保制度

動産や債権に限らず無形の財産権を含め、設定者が営む特定の事業のために用いられる財産全体を一括して目的とし、一括して実行するような包括的な担保制度を整備する必要があるとの指摘がある。具体的な活用場面を含め、このような担保制度の導入についてどのように考えるか。また、導入する場合に、具体的な制度設計をどのように考えるか。

4 その他

担保法制の見直しについて、他に検討すべき事項はあるか。